別表第二〇〇二・九〇号の項中「令和二年四月一日から令和三年三月三一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三一日まで」に、「三七、〇〇〇トン」を「三七、八〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項、第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項、第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一一二・〇〇号及び第四一一三・一〇号の項、第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・六一号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「令和二年四月一日から令和三年三月三一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三一日まで」に改める。

第八条　関税割当制度に関する政令の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第〇四〇三・一〇号」を「第〇四〇三・二〇号」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項中「〇四〇三・一〇」を「〇四〇三・二〇」に改め、「ヨーグルト」を削り、「問わない。）」の下に「並びにヨーグルト」を加える。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第九条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ト中「第三五号」の下に「、第三六号の六」を、「第四六号」の下に「、第四六号の三、第四六号の四、第四七号の五」を加え、「第五一号の三」を「第五一号の四」に、「第五七号の一〇、第五八号」を「第五七号の一五、第五八号、第五九号」に、「第六四号、第七一号から第七一号の三まで、第七二号の四」を「第六三号の四、第六四号、第六五号の一八、第六五号の二〇、第六五号の二三、第六五号の三〇、第六五号の三二、第六五号の三三、第七〇号の九から第七一号の四まで、第七二号の四、第七二号の五、第七三号の六、第七三号の八」に、「第七八号」を「第七六号の二、第七六号の四、第七八号、第七八号の二、第七九号」に改め、「第八七号」の下に「、第八九号の四、第八九号の五、第八九号の八、第八九号の一〇、第八九号の一一」を、「第九三号」の下に「、第九三号の二」を、「第一〇七号」の下に「、第一一〇号の四、第一一〇号の五」を、「第四条」の下に「（関税法等の特例）」を、「第十一条第一項」の下に「（関税免除物品の譲渡の制限）」を加える。

第三条第二項中「積戻し）」の下に「（同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）」を加える。

別表第一号中「物品に」を「物品に係る内国消費税に」に改め、同表第四号中「及び」を「及び船用品目録の提出、同条第四項の規定による報告、同条第五項の規定による」に改め、同表第七号中「旅客及び乗組員に関する事項に限る。）」を削り、同表第一四号中「よる届出」の下に「又は目録の提出」を加え、同表第一五号中「）又は」を「）、同法第二十三条第五項の規定による書類の提出（輸徴法施行令第十一条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は」に改め、同表中第三一号の二を第三一号の三とし、第三一号の次に次の一号を加える。

三一の二	関税法第六十二条の四第一項（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）の規定による報告

別表第三六号の五中「含む。）」の下に「、同法第六十三条の九第二項若しくは第三項の規定による運送目録の提出又は同条第四項の規定による運送目録の提出」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三六の六	関税法第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定による承認の申請（輸徴法施行令第十条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、同法第六十四条第二項において準用する同法第六十三条第四項の規定による期間の延長の申請（輸徴法施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は同法第六十四条第三項の規定による書類の提出

別表第三七号中「徴収）」の下に「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「（同法第六十三条第一項の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物に係るものに限る。）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三七の二	関税法第六十五条の二第一項ただし書（運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収）の規定による承認の申請（輸徴法施行令第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は同法第六十五条の二第三項の規定による届出

別表第四〇号中「又は第三項第二号」を削り、「手続）」の下に「（同法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）又は第三項第二号」を加え、同表第四一号中「同法」の下に「第三十四条本文又は」を加え、同表第四二号中「提出書類）」の下に「（同法第七十五条において準用する場合を含む。）」を加え、同表第四三号中「手続等）」の下に「（同法第七十五条において準用する場合を含む。）」を加え、同表第四三号の五中「よる認定手続を取りやめることの求め」の下に「又は同条第九項第一号の規定による証明及び確認の申請」を加え、同号を同表第四三号の七とし、同表第四三号の四中「第六十九条の十六第六項」を「第六十九条の十六第五項」に、「）の」を「）において準用する同法第六十九条の十五第八項第三号の規定による証明及び確認の申請又は同法第六十九条の十六第六項の」に改め、同号を同表第四三号の六とし、同表中第四三号の三を第四三号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

四三の五	関税法第六十九条の十五第八項第三号（輸入差止申立てに係る供託等）の規定による証明及び確認の申請

別表第四三号の二中「の規定による認定手続を取りやめることの求め」を「（同法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による認定手続を取りやめることの求め又は同法第六十九条の十第九項第一号（同法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による証明及び確認の申請」に改め、同号を同表第四三号の三とし、同表第四三号の次に次の一号を加える。

四三の二	関税法第六十九条の六第八項第三号（輸出差止申立てに係る供託等）（同法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による証明及び確認の申請

別表第四四号中「（確認）」の下に「（同法第七十五条において準用する場合を含む。）」を加え、同表第四六号中「（外国貨物の積戻し）」を削り、同表中第四六号の四を第四六号の九とし、同号の次に次の一号を加える。

四六の一〇	関税法第九十五条第二項（税関事務管理人）の規定による届出

別表中第四六号の三を第四六号の七とし、同号の次に次の一号を加える。

四六の八	関税法第八十九条第一項（再調査の請求）の規定による再調査の請求

別表中第四六号の二を第四六号の六とし、第四六号の次に次の四号を加える。

四六の二	関税法第七十六条第四項（郵便物の輸出入の簡易手続）において準用する同法第七十条第一項又は第二項の規定による証明
四六の三	関税法第七十六条の二第一項ただし書（交付前郵便物に係る関税の徴収）の規定による承認の申請（輸徴法施行令第六条の三（交付前郵便物に係る内国消費税の納付義務の免除の手続）の規定による交付前郵便物の品名及び数量等の付記を含む。）又は同法第七十六条の二第三項の規定による届出
四六の四	関税法第七十七条第六項（郵便物の関税の納付等）の規定による承認の申請（輸徴法施行令第五条（内国消費税の納付前における郵便物の受取りの手続）の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。）
四六の五	関税法第七十八条の二第一項（郵便物に係る輸出又は輸入の許可の取消し）又は同条第四項において準用する同条第一項の規定による通知